

教育福祉産業常任委員会会議録

教育福祉産業常任委員会会議録.....	0
【開会】	3
【議案第 18 号】矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3
【議案第 19 号】矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5
【議案第 21 号】矢板市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について .	6
【議案第 22 号】矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について.....	7
【議案第 23 号】矢板市企業誘致条例の一部改正について	8
【議案第 24 号】矢板市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について	1 2
【議案第 25 号】矢板市水道法施行条例の一部改正について	1 4
【議案第 26 号】矢板市文化会館条例の廃止について	1 6
【委員長報告】	1 7
【閉会】	1 7

1 日 時

令和 7 年 3 月 1 1 日（火）午前 8 時 5 8 分～午前 9 時 3 6 分

2 場 所

議場

3 出席委員（7 名）

委 員 長 宮本 莊山

副委員長 掛下 法示

委 員 渡邊 英子、齋藤 典子、高瀬 由子、小林 勇治、佐貫 薫

4 欠席委員

なし

5 説明員（15 名）

(1) 社会福祉課（1 人）

①社会福祉課長 沼野 晋一

(2) 高齢対策課（2 人）

①高齢対策課長 加藤 清美

②地域支援担当	手塚 宏子
(3) 子ども課（１人）	
①子ども課長	斎藤 敦子
(4) 商工観光課（１人）	
①農林課長(経済部長)	村上 治良
(5) 商工観光課（２人）	
①商工観光課長	小林 徹
②商工担当	斎藤 隆之
(6) 建設課（１人）	
①建設課長	柳田 豊
(7) 都市整備課（２人）	

①都市整備課長	沼野 英美
②整備担当	金瀬 友泰
(8) 教育総務課（１人）	
①教育総務課長	佐藤 裕司
(9) 生涯学習課（２人）	
①生涯学習課長	佐藤 賢一
②矢板公民館	細川 智弘
(10) 水道課（２人）	
①水道課長	柳田 恭子
②業務担当	前野 秀明

6 担当書記

星 哲也

粕谷 嘉彦

7 付議事件

【議案第 18 号】 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第 19 号】 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第 21 号】 矢板市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について

【議案第 22 号】 矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第 23 号】 矢板市企業誘致条例の一部改正について

【議案第 24 号】 矢板市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第 25 号】 矢板市水道法施行条例の一部改正について

【議案第 26 号】 矢板市文化会館条例の廃止について

【開会】

○委員長 ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しており、会議は、成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を開会する。 (8:58)

これより議事に入る。

この委員会に付託された案件は、議案第18号、議案第19号、議案第21号から議案第26号までの8件である。

なお、説明に当たっては、執行部には簡潔な御説明をお願いする。

【議案第18号】矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 初めに、議案第18号を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長（斎藤敦子）

（「議案書」104～115ページにより説明）

条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

今回の改正については、三つの法令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。改正は3点ある。

一つ目は、内閣府令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うもので、国のこども未来戦略における加速化プランの一環で、4歳以上の児童についての職員配置の最低基準の見直しを図り、このことにより満3歳以上満4歳未満も併せて見直しを図るものである。

具体的には、第29条、第31条、第45条、第48条のとおり、子供の年齢の区分に応じて保育士または保育従事者の数を定めているが、満4歳以上は、おおむね25人の

児童につき 1 人、満 3 歳以上満 4 歳未満は、おおむね 15 人の児童につき 1 人の保育士を置くよう変更するものである。

また、この基準については、保育士及び保育従事者の配置の状況によっては、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合を鑑み、当分の間は従前のおり運用できるものとするよう附則に規定している。

次に二つ目は、同じく内閣府令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うもので、連携施設の確保の見直しと連携施設経過措置を延長するものである。連携施設とは、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受け皿設定に係る連携協力を行う保育所や認定こども園等を指すが、家庭的保育事業者は、連携保育施設を適切に確保しなければならないと規定されているところ、必要な適切な支援を行うことができる場合には、連携施設の確保をしないことができると第 6 条第 1 項のおり改正するものである。さらに附則の第 3 条の経過措置では、その期間を 10 年から 15 年に変更するものである。

そして、三つ目は栄養士法が改正され、これまで管理栄養士は栄養士の免許を取得しているものでなければ取得することができなかったところ、今回の改正において、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となったことから、第 6 条のおり、規定に管理栄養士を加えるものである。

施行日については公布の日とするが、第 6 条及び第 16 条、附則第 3 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

説明は以上である。

○委員長 これより、議案第 18 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(なし)

○委員長 なければ、討論を終了する。

これより採決する。議案第 18 号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決された。

【議案第 19 号】矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 19 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

(「議案書」116～123 ページにより説明)

条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

今回の改正については、基準府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正するものである。

改正内容は、先に述べた矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の二つ目の改正内容と同じ内容で、連携施設の確保の見直しと連携施設経過措置期間を延長するものである。

特定地域型保育事業者による特定保育内容支援の実施に係る連携保育連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、保育内容支援連携協力者を適切に確保するなどの要件を満たすと認める場合には、連携施設の確保をしないことができると

第42条第2項のとおり改正するものである。

さらに附則の第5条の経過措置では、その期間を10年から15年に変更するものである。

施行日につきましては令和7年4月1日とする。

説明は以上である。

○委員長 これより、議案第19号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(なし)

○委員長 なければ、討論を終了する。

これより採決する。議案第19号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第19号は原案のとおり可決された。

【議案第21号】矢板市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第21号を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（加藤清美）

(「議案書」126～127ページにより説明)

条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

在宅寝たきり老人等介護手当の支給制限として、第7条第3項に療養型医療施設に入所したときと規定していたが、地域包括ケアシステムの強化のため介護保険法等の一部改正に伴い、介護療養型医療施設が廃止となったことから削除するもので

ある。

説明は以上である。

○委員長 これより、議案第 21 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(なし)

○委員長 なければ、討論を終了する。

これより採決する。議案第 21 号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決された。

【議案第 22 号】矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 22 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「議案書」128～133 ページにより説明)

条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

地域包括支援センターには、3 職種、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士又はそれに準ずるものを常勤で配置することとされているが、人材確保が困難とな

っている現状を踏まえて、柔軟な職員体制・職員配置を可能とするものである。

センター職員数を規定する第3条に、第2項及び第3項を追加して、各圏域の地域包括支援センターに3職種を常勤で配置することを原則としつつ、地域包括支援センター運営協議会で必要と認める場合には複数の圏域の高齢者数を合算して、3職種を配置すること、常勤換算方法により配置することを可能とするものである。

第3条第4項及び第4条の改正は、第3条第2項及び第3項を追加したことに伴う改正である。

施行期日は公布の日とする。

説明は以上である。

○委員長 これより、議案第22号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(なし)

○委員長 なければ、討論を終了する。

これより採決する。議案第22号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第22号は原案のとおり可決された。

【議案第23号】矢板市企業誘致条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第23号を議題とする。提案者の説明を求める。

○商工観光課長 (小林徹)

(「議案書」134～141ページにより説明)

条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

改正概要は、企業誘致の強化を図ることを目的に、新規奨励金として本社機能移転奨励金及びベンチャー企業立地奨励金の創設、並びに拡充の奨励金として既存の企業立地奨励金及び雇用奨励金となる。

第2条第9号については、本社機能移転の定義となっており、本店を市内に登録した場合、又は県知事から地域再生法に基づく認定を受けた事業者とする旨記載がされている。

次の第10号のベンチャー企業の定義は、創業10年以内の事業者としている。

第11号の業務継続計画の定義は、災害などにおいて事業を継続するための計画としている。

第3条で、新規奨励金の名称として本社機能移転奨励金及びベンチャー企業立地奨励金と掲げており、議案書137ページに記載のとおり企業立地奨励金と本社機能移転奨励金の重複は認めないものとしている。

第7条は、返還命令の規定の改正である。

奨励金の要件・交付額に137ページからの別表を御覧いただきたい。

企業立地奨励金については、投下固定資産額を現行の1億円を超える場合から5,000万円を超える場合に引き下げ、固定資産税相当額の交付期間を3年間から5年間に延長するものである。

雇用奨励金は、地域問わず、新規雇用者一人につき一律30万円を支給することとする。

本社機能移転奨励金は、5人以上の新規雇用した事業者に対し、固定資産税相当額及び法人市民税相当額を3年間、業務継続計画に基づくものと認めた場合には5年間交付するものである。

ベンチャー企業立地奨励金については、市内に本店を有しないベンチャー企業が事業所を新設した場合、1回限り、100万円を奨励金として交付するものである。

施行期日は令和7年4月1日とする。令和7年4月1日以降、本市が認定した案件が対象となる。

説明は以上である。

○委員長 これより、議案第23号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 企業誘致に関するいろいろな優遇は大変いいと思うのだが、個々の政策について、近隣の市町と比較すると矢板市は飛び抜けて進んでいるのか、それとも同程度なのか。

○商工観光課長 今回の制度改正について、大きく四つに分けて説明する。

本社機能移転奨励金については、宇都宮市をはじめ数市町が取り組んでいる。

ベンチャー企業立地奨励金は、県内では足利市だけの取組で、全国的にも、あまり例がない奨励金である。

企業立地奨励金は、県内の様々な市で設けられているが、今回の制度改正により、県内では最優遇の制度となった。

雇用奨励金は、高根沢町をはじめ数市町が取り組んでいるが、こちらは県内2番目の優遇制度である。

所感であるが、総じて今回の制度改正により、県内トップクラスと言えるような制度となったと考えている。

○掛下委員 制度が優れているということであれば、企業誘致を積極的に進めて欲しい。しかし、産業団地が埋まっているので、企業を誘致しても入れる場所はあるのか、それを確認したい。

○商工観光課長 産業団地の整備は、常任委員会でも御説明したとおりであるが、民

間の不動産事業者と連携し、現在紹介できるような土地が8か所ある。その他不動産事業者との連携により、さらに増えるような状況も見受けられるので、そういったところを紹介しながら、本制度の優遇制度を活かして1社でも一人でも多く、企業誘致に取り組んでまいりたい。

○掛下委員 ぜひ頑張っていていただきたい。それとシャープの跡地についても土地所有者と連携しながら幅広くお願いする。

○佐貫議員 先ほど四つの柱があると説明があったが、4番目を聞き漏らしたのでもう一度説明願いたい。

○商工観光課長 それは、雇用奨励金の拡充のことである。現行では、誘致地域にあっては一人当たり20万円その他の地域については10万円としているところだが、これを一律一人当たり30万円にするということである。

○佐貫委員 第2条第11号にBCPのようなものがオプションとして入っているが、これは柱ではないという認識で正しいか。

○委員長 佐貫委員、もう一度お願いする。

○佐貫委員 第2条第11号はBCPのことだと思うが、BCPを立ち上げると優遇されると記載されている気がしたのだが、オプションではないのか。

○商工観光課長 本社機能奨励金について、通常は交付期間が3年間であるところ、BCP、事業継続計画に基づくものについては特別に5年間交付するものである。

○佐貫委員 141ページの経過措置に「この条例の施行の日前に、改正前の矢板市企業誘致条例の規定によりなされた指定の申請及び奨励金の交付については、なお従前の例による。」との記載があるが、申請日起点か、開業日起点か。

○商工観光課長 本市による認定日が基準となる。操業日ではない。

○佐貫委員 それは、矢板市に実際にオフィスが出来てビジネスが行われる開業日な

のか、矢板市に書類が提出される提出日なのかというところでお答えいただきたい。それとも、私が申し上げた２択以外で運用されているのであれば、その旨の答えをお願いします。

○商工観光課長 事業者から市への申請書の提出があり、その後、企業誘致委員会を経て市で交付決定、認定することになる。その認定日が基準日となる。

○佐貫委員 理解した。これまでどおりの運用でよいということか。

○商工観光課長 これまでの例のとおり運用していく。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 23 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決された。

【議案第 24 号】矢板市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 24 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市整備課長（沼野英美）

(「議案書」142～159 ページにより説明)

条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

改正の目的は、第1条に記載の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の施行令の一部を改正する政令が、令和6年6月21日に公布されたことに伴い、本条例の所要の改正を行うものである。

バリアフリー法は、高齢者や障害者の移動や施設の利便性に関することが規定されているものである。矢板市は当該法律に基づき、平成24年に本条例を制定し、公園内の施設設置に適用しているものである。

改正の主な内容については、条ずれによる修正であり、バリアフリー法施行令の一部改正において、本条例には直接影響しない劇場の車椅子用客席に関する規定が追加されており、それ以降の条文に繰り下げが生じることから、本条例の引用部分を改正するものである。

その他、上位法や省令などと整合を図るため、条文の順序や言い回し送り仮名等について、軽微な改正を行うものである。

施行期日は、国に合わせて令和7年6月1日とする。

説明は以上である。

○委員長 これより、議案第24号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 矢板市には、この条例に該当する公園は何か所あるのか。

○都市整備課長 都市公園が22か所、それと開発公園が59か所ある。

○佐貫委員 その公園は、全てこの条例の条件に適合している状況なのか。

○都市整備課長 この条例の制定は平成24年である。先ほど申し上げた公園には、平成24年より前に整備されたものがある。

こちらについては、罰則規定がない。今後、整備していく場合は、この条例に記載の基準に適合させるよう考えている。

○佐貫委員 「今後、整備」というのは、新規整備という意味か、既存のものの改築

改造も当てはまるという意味か。

○都市整備課長 当然、新規整備の場合は条例に適合するよう整備することになるが、既存の公園を修繕等する場合もこの条例に記載の基準に基づき行うようになる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 24 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決された。

【議案第 25 号】矢板市水道法施行条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 25 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長 (柳田恭子)

(「議案書」160～168 ページにより説明)

条文の朗読に代え、改正内容を説明する。

水道法において、水道事業者は、水道施設の布設工事を行う際に工事監督者を、水道事業を行う際に水道技術管理者を置かなければならないとされている。

今回の改正は、安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、国が布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことを

踏まえ、本市におけるそれらの資格要件の改正を行うものである。

布設工事監督者の資格については議案書161ページから、水道技術管理者の資格については議案書165ページからである。

主な改正内容は、布設工事監督者において土木工学科以外の課程を、布設工事監督者及び水道技術管理者の両方において、国家資格である1級土木施工管理技術検定合格者を資格要件に追加した。

また、必要とされる技術上の実務経験年数は、本市水道事業の給水人口が5万人以下であるため、水道法施行令と施行規則の規定を適用して国が定める必要年数の半分とした。

必要とする実務経験の内容は、水道に関する実務経験のみとしており、改正前後ともに変更はない。

施行期日は、令和7年4月1日とする。

説明は以上である。

○委員長 これより、議案第25号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 実務経験というのは、土木工学科を出て、そのあと矢板市で採用されて、2年間土木関係の仕事をしたら該当すると考えてよろしいか。

○水道課長 一例として、大学の土木工学科を卒業して水道事業に携わった場合は、1年6か月以上経験すると布設工事監督者の資格が取れる。

また水道技術管理者においても、大学の土木工学科を卒業して水道事業を1年6か月以上経験すると資格が取れる。

○掛下委員 新たに職員を採用した場合に、水道事業で経験を積めば資格が取れることを理解した。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 25 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決された。

【議案第 26 号】矢板市文化会館条例の廃止について

○委員長 次に、議案第 26 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○生涯学習課長（佐藤賢一）

（「議案書」169～170 ページにより説明）

廃止条例は、170 ページに記載のとおりである。

令和 7 年度から実施予定の矢板市文化会館の解体に伴い、本条例を廃止するものである。

説明は以上である。

○委員長 これより、議案第26号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 文化会館の代わりに文化スポーツ複合施設を整備したことに伴い、文化会館条例の中身が文化スポーツ複合施設の条例に移行する内容かと思うが、そういうことではないのか。

○生涯学習課長 文化スポーツ複合施設に関しては、すでに別な条例を制定している。今回は、あくまでも既存の文化会館の条例を廃止するものである。

○齋藤委員 文化会館を解体するということだが、併設されている公民館部分は残し、文化会館のみ解体するということか。

○生涯学習課長 公民館に関しては、一部文化会館とつながっていてその部分を含めて解体することになるが、それ以外の公民館部分そのまま存続させることになる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 26 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で教育福祉産業常任委員会を閉会する。 (9 : 36)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

教育福祉産業常任委員会委員長